

富田林市教育委員会会議録

(令和 7 年度 4 月定例会)

令和 7 年 4 月 17 日開催

富田林市教育委員会

- | | | | |
|---|--------|--------------------------------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和7年4月17日(木) 午後2時00分～午後2時20分まで | |
| 2 | 場所 | きらめき創造館2階 グループ活動室 | |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長 | 植野 均 |
| | | 教育長職務代理者 | 水本 哲也 |
| | | 委 員 | 吉田 郁 |
| | 事務局 | 教育総務部長 | 辻野 泰之 |
| | | 生涯学習部長 | 尾崎 竜也 |
| | | 教育総務部次長兼教育指導室長 | 山口 敬生 |
| | | 生涯学習部次長兼文化財課長 | 重野 好信 |
| | | 教育総務課長 | 木下 治彦 |
| | | 学校給食課長 | 松葉 邦明 |
| | | 生涯学習課長 | 坂本 篤史 |
| | | 生涯学習課付課長 | 山田 智彦 |
| | | 公民館長 | 大前 靖 |
| | | 中央図書館長 | 山本 一夫 |
| | | 金剛図書館長 | 道籬 秀 |
| | | 教育総務課長代理(書記) | 宮西 まゆみ |
| 4 | 公開の有無 | 公開 | |
| 5 | 非公開の理由 | - | |
| 6 | 傍聴人数 | 0人 | |
| 7 | 所管部署 | 教育総務部教育総務課 | |

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和7年5月22日（木）の午後4時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、3月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、令和7年第1回（3月）富田林市議会定例会の賛否一覧について、「教育委員会顕彰」感謝状について、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事についての3件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、富田林市きらめき創造館条例施行規則、富田林市立市民総合体育館条例施行規則、富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則、富田林市市民会館条例施行規則、すばるホール条例施行規則の一部改正について、富田林市青少年指導員の委嘱について、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命について、富田林市スポーツ推進計画策定委員会委員の委嘱・任命についての5件でございます。それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

植野教育長

それでは、令和7年度4月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、吉田委員、よろしくお願いいたします。

吉田委員

よろしくお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月3月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、3件の報告がございます。まず、報告第1号「令和7年第1回（3月）富田林市議会定例会の賛否一覧」について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、報告第1号「令和7年第1回（3月）富田林市議会定例会の賛否一覧」についてご説明申し上げます。報告第1号をご覧ください。令和7年第1回（3月）富田林市議会定例会において上程しました議案第7号「富田林市社会教育委員設置条例の制定」及び議案第23号「令和7年度大阪府富田林市一般会計予算」につきましては共に可決されましたことをご報告いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第1号につきましては、これで終わります。

次に、報告第2号「教育委員会顕彰」感謝状について、教育指導室から説明をお願い

いします。

山口教育総務部次長

それでは報告第2号「教育委員会顕彰」感謝状について、本市教育委員会顕彰規則により、感謝状の贈呈を行うものとなります。累計20年間、学校医・学校歯科医を務められておられる方、及び、令和6年度末で退任され10年以上ご勤務された方が対象となり、具体的には、資料の順に学校医の中島 啓先生、学校医の南浦 保生先生、学校医の岡本 栄先生、学校医の益海 利恵先生、学校医の山村 治史先生、学校歯科医の、梅野 和雄先生、学校薬剤師の森井 茂治先生でございます。よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第2号につきましては、これで終わります。

最後に、報告第3号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」はございません。「これまで承認したことのある行事」について何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第3号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、5件の議案がございます。

では、議案第1号「富田林市きらめき創造館条例施行規則、富田林市立市民総合体育館条例施行規則、富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則、富田林市市民会館条例施行規則、すばるホール条例施行規則の一部改正」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、議案第1号 富田林市きらめき創造館条例施行規則、富田林市立市民総合体育館条例施行規則、富田林市立総合スポーツ公園設置条例施行規則、富田林市市民会館条例施行規則、及びすばるホール条例施行規則の一部改正につきまして、一括してご説明を申し上げます。今回の規則改正の趣旨でございますが、富田林市庁舎管理規則（平成21年富田林市規則第4号）におきまして、動物の持ち込みについて規定されたことを受けまして、きらめき創造館ほか4施設におきましても、市庁舎と同様の運用とするため、所要の改正を行うものです。次に改正の内容でございますが、すばるホール以外の各施設の施行規則につきましては、「動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと」の文言を加え、すばるホール条例施行規則につきましては、第15条第2号中「動物」の次に「（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）」を加えます。また、各施行規則において今回の文言の追加に伴い生じた条ずれを修正するものでございます。なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第1号につきましては、これで終わります。

次に、議案第2号「富田林市青少年指導員の委嘱」について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、議案第2号 富田林市青少年指導員の委嘱につきまして、ご説明を申し上げます。青少年指導員は、富田林市青少年指導員設置要綱において市長が委嘱するものと定められており、定数を50名以内、小学校区毎に若干名、と規定しております。現在41名の委員が委嘱されており、高辺台小学校区は1名となっております。今回、追加で委嘱を行います應治 和也氏におかれましては、高辺台小学校の令和6年度のPTA会長を務められ、青少年の健全育成活動に取り組んでおられることから、高辺台小学校区の青少年指導員に適任であると判断し、このたび追加で委嘱を行うものでございます。委員の任期につきましては、他の委員の任期と同じく令和8年3月31日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第2号につきましては、提案どおり議決とします。次に、議案第3号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第3号 富田林市社会教育委員の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。本件につきましては、令和7年4月1日付けで行われました、学校関係者の人事異動等に伴う任命でございます。新委員には網掛けを行い、参考資料としまして、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。上田委員は田中委員の、岩片委員は澤口委員の、鳥羽委員は西田委員の退任によるものでございます。なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第4条の規定により2年となっておりますが、同条第3項により前任者の残任期間となっておりますので、令和7年4月1日から令和8年6月30日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第3号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第4号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

それでは、議案第4号 富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命について、内容のご説明を申し上げます。当審議会は、市長及び委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について市長及び委員会に建議するもので、伝統的建造物群保存地区保存条例第12条第3項に基づき委員会が委嘱または任命することとなっております。今回の委嘱につきましては、4月の人事異動に伴います「市の職員」の選出委員を議案書のとおり新委員として委嘱をお願いするものでございます。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、令和7年7月31日までとなっております。以上で、ご説明とさせていただきます。

きます。よろしくお願ひ申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第4号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に、議案第5号「富田林市スポーツ推進計画策定委員会委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習付課長

それでは、議案第5号 富田林市スポーツ推進計画策定委員会委員の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。本件につきましては、令和7年4月1日付人事異動等に伴う新たな委員の任命でございます。参考資料には、新委員の氏名に網掛けを行うと共に、新旧対照表を下部に掲載しております。尾崎委員は澤田委員の退任によるものでございます。なお、任期につきましては富田林市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱第4条の規定により2年となっておりますが、同条ただし書きにより前任者の残任期間となりますので、令和7年4月1日から令和8年11月30日までとなります。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第5号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、ご意見、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和7年度4月の定例教育委員会会議を終了いたします。